



目次	ページ
告 示	
◎自動車税に係る徴収金の収納事務の委託 (税務課)	1
○特定計量器の定期検査の実施 (5件) (商工政策課)	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (2件) (経営支援課)	3
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (漁業管理課)	5
○公共測量の実施の通知 (用地対策課)	5
○道路の区域変更 (3件) (道路課)	5
公 告	
○建設業法に基づく処分 (建設管理課)	5
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則	6
高知県公安委員会告示	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	6
入札公告	
○一般競争入札 (高知県土砂災害監視システム改修委託業務) の公告 (建設管理課)	7
○一般競争入札 (県立学校授業用パソコン一式の購入) の公告 (総務事務センター)	8
落札公告	
○落札者等の公告 (危機管理・防災課)	9

告 示

高知県告示第282号
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき自動車税（普通徴収の方法により徴収するものに限る。）に係る徴収金（以下「徴収金」という。）の収納事務を次のとおり委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。
 平成27年5月19日
 高知県知事 尾崎 正直

委託した者		委託の内容	委託期間
所在地	名称		
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号	地銀ネットワークサービス株式会社	徴収金の収納事務の取りまとめ	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	直営店舗及び加盟店舗における徴収金の収納事務	〃
東京都品川区大崎一丁目11番2号	株式会社ローソン	〃	〃
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	株式会社ファミリーマート	〃	〃
愛知県稲沢市天池五反田町1番地	株式会社サークルKサンクス	〃	〃
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	山崎製パン株式会社	〃	〃
東京都千代田区神田錦町一丁目1番地	ミニストップ株式会社	〃	〃
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ	〃	〃
茨城県土浦市小松二丁目13番1号	株式会社ココストアイースト	〃	〃
神奈川県横浜市中区日本大通17番地	株式会社スリーエフ	〃	〃

群馬県前橋市亀里町900番地	株式会社セーブオン	〃	〃
愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号	株式会社ココストア	〃	〃
東京都中央区日本橋一丁目1番1号	国分グローサーズチェーン株式会社	〃	〃
北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地	株式会社セイコーマート	〃	〃

高知県告示第283号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成27年5月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定の場所で行う定期検査
 特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査年月日	受付時間	検査場所
香美市	平成27年6月22日	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後2時まで	開発センター物部
〃	平成27年6月23日	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後2時30分まで	香美市香北支所
〃	平成27年6月24日	午前10時から午前11時30分まで	香美市立農山村コミュニティセンター
〃	〃	午後1時30分から午後2時30分まで	片地地区多目的集会所
〃	平成27年6月	午前9時30分から	高知県中央東福祉

	月25日	正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	保健所
〃	平成27年6月26日から同年12月18日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

- (1) 特定計量器の種類
非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計
- (2) 検査対象区域
香美市
- (3) 検査年月日

平成27年6月26日から同年12月18日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。）

高知県告示第284号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成27年5月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査年月日	受付時間	検査場所
四万十市	平成27年7月6日	午後1時から午後2時まで	J A高知はた東部出張所
〃	〃	午後3時から午後4時30分まで	ホームセンターマルニ四万十店駐車

			場
〃	平成27年7月7日	午前9時30分から午前11時まで	下田地区集会所
〃	〃	午後1時から午後3時30分まで	J A高知はた中村支所やさい集出荷場
〃	平成27年7月8日	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	四万十市役所駐車場
〃	平成27年7月9日	午前9時から正午まで	〃
〃	平成27年7月15日	午前9時から午前10時まで	口屋内集出荷施設前
〃	〃	午前11時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	四万十市西土佐総合支所
〃	平成27年7月16日	午前9時30分から午前11時まで	J A高知はた中村支所旧中筋出張所
〃	平成27年7月17日から同年12月18日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

- (1) 特定計量器の種類
非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計
- (2) 検査対象区域

四万十市
(3) 検査年月日
平成27年7月17日から同年12月18日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。）
高知県告示第285号
計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。
平成27年5月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査年月日	受付時間	検査場所
土佐市	平成27年7月27日	午前10時から正午まで及び午後1時から午後2時30分まで	J Aとさし戸波支所園芸品集出荷場
〃	平成27年7月28日	午前9時30分から午前10時30分まで	新居コミュニティーセンター
〃	〃	午前11時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	高知県漁業協同組合宇佐統括支所
〃	平成27年7月29日	午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	J Aとさし高岡支所
〃	平成27年7月30日	午前9時30分から正午まで	〃
〃	平成27年7月31日から同年12月18日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）		
-------------------------------------	--	--

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 特定計量器の種類

非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

(2) 検査対象区域

土佐市

(3) 検査年月日

平成27年7月31日から同年12月18日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。）

高知県告示第286号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成27年5月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査年月日	受付時間	検査場所
仁淀川町	平成27年9月8日	午前11時から正午まで	仁淀川町役場名野川出張所
〃	〃	午後1時30分から午後3時まで	仁淀川町池川総合支所
〃	平成27年9月9日	午前11時から正午まで	仁淀多目的研修集会施設
〃	〃	午後1時30分から午後3時まで	仁淀川町役場
〃	平成27年9月10日から同年12月18日まで（日	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）		
--	--	--

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 特定計量器の種類

非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

(2) 検査対象区域

仁淀川町

(3) 検査年月日

平成27年9月10日から同年12月18日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。）

高知県告示第287号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成27年5月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査年月日	受付時間	検査場所
いの町	平成27年9月14日	午前11時から正午まで	吾北山村開発センター
〃	〃	午後1時30分から午後3時まで	いの町立吾北中央公民館
〃	平成27年9月15日	午前9時30分から午前10時まで	土佐れいほく農業協同組合脇ノ山事業所
〃	〃	午前10時45分から正午まで	いの町本川総合支所

〃	平成27年9月16日	午前10時から午前11時30分まで	旧伊野町農業協同組合八田支所
〃	〃	午後1時30分から午後2時30分まで	波川公民館
〃	平成27年9月28日	午前10時30分から午前11時30分まで	旧伊野町農業協同組合神谷支所
〃	〃	午後1時30分から午後2時30分まで	高知県中部教育事務所
〃	平成27年9月29日	午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	すこやかセンター伊野
〃	平成27年9月30日から同年12月18日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 特定計量器の種類

非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

(2) 検査対象区域

いの町

(3) 検査年月日

平成27年9月30日から同年12月18日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。）

高知県告示第288号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示す

る。
なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成27年5月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽 順
- (2) 届出者の住所
北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ビッグダウン須崎東店
須崎市多ノ郷字矢羽田甲5600ほか
- (4) 変更した事項
大規模小売店舗の名称
(変更前) ツルハドラッグ須崎東店
(変更後) ビッグダウン須崎東店
- (5) 変更年月日
平成27年2月26日
- (6) 変更理由
名称変更のため

2 届出年月日

平成27年4月24日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課
須崎市役所

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第289号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成27年5月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽 順
- (2) 届出者の住所
北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ビッグダウン須崎東店
須崎市多ノ郷字矢羽田甲5600ほか
- (4) 変更した事項
ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(ア) 駐輪場の収容台数
(変更前)

駐輪場 1	14台
駐輪場 2	40台
合計	54台

(変更後)

駐輪場 1	6台
駐輪場 2	40台
駐輪場 3	8台
合計	54台

(イ) 廃棄物等の保管施設の容量

(変更前)

廃棄物保管施設	11.7立方メートル
---------	------------

(変更後)

廃棄物保管施設 1	11.7立方メートル
廃棄物保管施設 2	14.6立方メートル
合計	26.3立方メートル

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ツルハ	午前9時	午後9時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ツルハ	午前9時	午後12時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前)

第1駐車場	午前8時30分から午後9時30分まで
第2駐車場	
第3駐車場	

(変更後)

第1駐車場	午前8時30分から午後10時まで
第2駐車場	
第3駐車場	

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前)

第1駐車場	3箇所
第2駐車場	2箇所
第3駐車場	1箇所
合計	6箇所

(変更後)

第1駐車場	4箇所
-------	-----

第2駐車場	3箇所
第3駐車場	3箇所
合計	10箇所

- (4) 変更年月日
平成27年4月28日
- (5) 変更理由
来客の利便性の向上等のため

- 2 届出年月日
平成27年4月27日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
須崎市役所

- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第290号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成27年5月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 届出事項
- (1) 発起人の住所及び氏名
幡多郡大月町 徳 弘 秀 治
" " 山 岡 勝 彦
" " 中 野 健 志
- (2) 加入区の名称
安満地加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
すくも湾漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
- (1) 縦覧期間
平成27年5月19日から同年6月2日まで
- (2) 縦覧場所
すくも湾漁業協同組合安満地支所事務所

高知県告示第291号

香南市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成27年5月8日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成27年5月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
公共測量（数値撮影及び写真地図作成）
- 2 作業期間
平成27年5月1日から同年10月31日まで
- 3 作業地域
香南市全域

高知県告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年5月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年5月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大豊物部
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市物部町大栃字東下タ木積2985番1地先から香美市物部町大栃字東下タ木積911番1まで	前	8.6 } 14.2	87
	後	9.8 } 14.2	87

高知県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年5月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年5月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐佐川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐市甲原字アシ谷3665番3から土佐市甲原字アシ谷3675番5まで	前	4.4 } 16.1	170
	後	6.4 } 37.0	164

高知県告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年5月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年5月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 神母木野市
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市野市町西佐古字西王子435番35から香南市野市町西佐古字西王子431番1まで	前	4.3 } 7.9	75
	後	7.9 } 15.4	75

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成27年5月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 処分をした年月日
平成27年4月23日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号

有限会社大脇建設
代表取締役 和田 里香
南国市片山1645番地
高知県知事許可（般）第7537号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止
(1) 停止を命ずる営業の範囲

公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）に係るもの又は民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。）であって補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けているもの

(2) 営業の停止の期間

平成27年4月25日から同年5月9日までの15日間

4 処分の原因となった事実

有限会社大脇建設は、香美市が発注した建設工事において、自社が施工を行っていない建設工事であると認識した上で、当該建設工事に係る請求書に押印した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号の規定に該当する。

公安委員会規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月19日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

高知県公安委員会規則第5号

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和50年高知県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3 高知東警察署の表高知東警察署土佐山駐在所の項中「高知市土佐山120番地9」を「高知市土佐山127番1」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第9号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査（以下「審査」と総称する。）を次のとおり実施する。

平成27年5月19日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

1 審査の種類、期日及び場所

(1) 審査の種類

規則第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。

ア 大型自動車免許及び中型自動車免許（以下「大型自動車免許等」という。）

イ 普通自動車免許

ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種免許」という。）

エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）

(2) 審査の期日

平成27年6月22日（月）から同月26日（金）まで

(3) 審査の場所

吾川郡いの町枝川200番地

高知県警察本部交通部運転免許センター

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書（以下「審査申請書」という。）を高知県公安委員会に提出すること。

その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

(2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項各号、第2項各号、第3項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。

(3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。

ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けよう

とする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証

イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証

エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証

オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る技能検定員資格者証

カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

3 審査の実施に関する事項

(1) 技能検定員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な自動車の運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験

	関する知識	記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。

	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。

(3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員審査（大型自動車免許等23,450円、普通自動車免許19,650円、特定第一種免許14,500円、大型自動車第二種免許等21,700円）
- イ 教習指導員審査（大型自動車免許等14,950円、普通自動車免許11,800円、特定第一種免許9,400円、大型自動車第二種免許等12,750円）

- 4 その他
審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話番号088-893-1221内線372）に問い合わせること。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。
平成27年5月19日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 入札に付する事項
 - (1) 特定役務の名称及び数量
高知県土砂災害監視システム改修委託業務 一式
 - (2) 特定役務の特質等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 特定役務の履行期限
平成28年3月25日
 - (4) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決定がなされた後又は当該調停の手続が開始された後に、知事が別に定める手続に基づく物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札参加資格の再認定を受けている者にあつては、この限りでない。
ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者
イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者

<p>ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者</p> <p>エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者</p> <p>(3) 高知県における「平成27～29年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。</p> <p>(4) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成27年度から平成29年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成26年9月高知県告示第555号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8570 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県土木部建設管理課 電話番号088-823-9813</p> <p>(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 平成27年5月19日（火）午前9時から同年6月29日（月）午後5時までの間に高知県土木部建設管理課ホームページ（http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171301/）でダウンロードにより交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成27年6月30日（火）午前10時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成27年6月29日午後5時までに(1)の場所に必着すること。 イ 場所 高知市本町五丁目2番17号 高知本町ビル2階 会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規</p>	<p>則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成27年6月15日（月）午後5時までに3の(1)の場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)と同じ。</p> <p>(9) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Commission name: Commission for the renewal of the Kochi Prefecture Landslide Disaster Monitoring System 1 set</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Monday 15 June 2015</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Tuesday 30 June 2015</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Monday 29 June 2015</p> <p>(5) Contact: Construction Management Division, Department of Public Works, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan</p>	<p>Tel: 088-823-9813</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p> <p>~~~~~</p> <p>政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。 平成27年5月19日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 購入物品の名称及び数量 県立学校授業用パソコン一式 10組</p> <p>(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。</p> <p>(3) 購入物品の納入期限 平成28年3月17日</p> <p>(4) 購入物品の納入場所 入札説明書による。</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 高知県における「平成27～29年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。</p> <p>(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成27年度から平成29年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成26年9月高知県告示第555号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと又は告示</p>
---	--	---

<p>第1の2の(9)に該当しないこと。</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8570 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県会計管理局総務事務センター 電話番号088-823-9788</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 平成27年5月19日(火)から同年6月29日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所</p> <p>ア 日時 平成27年7月31日(金)午前10時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成27年7月30日(木)午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。</p> <p>イ 場所 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁厚生棟2階 会計管理局作業室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成27年6月29日午後5時までに入札説明書で指定した場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等</p>	<p>規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成27年6月29日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 契約の締結 この入札公告に示した物品の購入契約の締結に当たっては、高知県財産条例(昭和39年高知県条例第37号)第2条第1項の規定により高知県議会の議決を要するため、落札者の決定後に仮契約を締結し、当該議決を得た後、県が落札者に対して当該仮契約を本契約とする旨の意思表示をしたときに本契約として確定する。</p> <p>(10) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(11) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Details of items to be purchased: 10 complete sets of personal computers for classroom use at prefectural schools</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Monday 29 June 2015</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Friday 31 July 2015</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Thursday 30 July 2015</p> <p>(5) Contact: General Affairs Center, Treasury Kochi</p>	<p>Prefectural Government 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9788</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p> <p>----- 落 札 公 告 -----</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>平成27年5月19日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 落札に係る特定役務の名称及び数量 平成27年度高知県防災行政無線システム保守業務委託 一式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県危機管理部危機管理・防災課 高知市丸ノ内一丁目2番20号</p> <p>3 落札者を決定した日 平成27年3月31日</p> <p>4 落札者の氏名及び住所 株式会社日立国際電気四国支社 香川県高松市中央町5番31号</p> <p>5 落札金額 71,280,000円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>7 政令第6条の公告をした日 平成27年2月19日</p>
---	--	--